

農業労働力確保緊急支援事業 助成金交付申請提出期限日一覧

事業終了日	申請提出期限
4月～6月28日まで	8月28日
6月29日以降	事業終了日の2カ月後

事業終了日について

・援農者確保緊急支援事業(別記1)

外国人技能実習生	受け入れの終了予定日または外国人技能実習生が農業経営体に来た日の前日のいずれか早い日
特定技能外国人	雇用の終了予定日
小学校の休校	休校が終わった日
罹患	出勤禁止が終わった日
濃厚接触隔離	隔離が終わった日
重症化リスク者	待機、介護、看護が終わった日
予定していた他県家族	予定していた最終日
ボランティア	予定していた最終日または昨年度の作業最終日
観光農園の客	観光農園の閉園日

・研修等支援事業(別記2)

研修	研修が終わった日
援農・実習	援農・実習が終わった日

・人材呼び込み支援事業(別記3)

求人活動	求人掲載が終わった日、製作が完了した日、マッチング費用が発生した日
信用調査	信用調査が終わった日

※豪雨災害等で被災された農業経営体は、申請提出期限を越えても申請いただけます。

①災害救助法の適用市町村にあたる場合

申請システムの追記欄に「(災害名)の被災により申請が遅れた」と記載してください。

②災害救助法の適用市町村ではないが被災された場合

罹災証明書を添付してください。

[※災害救助法の適用状況はこちらからご確認ください\(内閣府HP\)。](#)